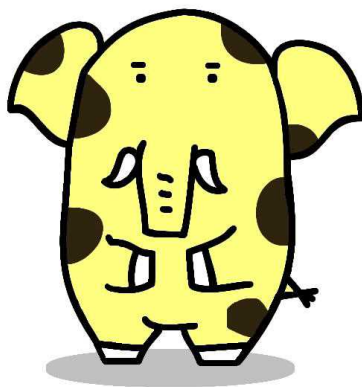


第3次にいざ 男女共同参画プラン

平成28年度～32年度

一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して
～思いやりあふれるまち新座へ～



新座市

はじめに



新座市では、男性も女性も平等にいきいきと暮らすことができる元気の出るまちを築くため、平成12年に埼玉県下で初めてとなる「新座市男女共同参画推進条例」を制定し、積極的に様々な関連施策を推進してまいりました。

しかしながら、女性に対する経済的、社会的、文化的な差別や偏見は今なお存在しており、職場、家庭及び地域等において多様な活動を自らの希望に添った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できる社会づくりがますます求められております。

こうした中、国において、平成27年9月に、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍に関する法律」が施行され、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。また、平成27年12月には、男女共同参画社会基本法の規定に基づく基本計画として、平成28年度から37年度までを推進期間とする「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させることなどが強調されています。

こうした状況を踏まえ、この度、我が市では、「あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり」、「それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、「女性の職業生活における活躍の推進」、「男女共同参画のための生活環境づくり」及び「男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり」の6つの基本課題を掲げた「第3次にいざ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

市民の皆様や事業者の皆様との連帯と協働により、男女共同参画のまちづくりを一層推進し、思いやりあふれるまち新座を築いてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たりまして、貴重な御提言を頂きました新座市男女共同参画審議会の委員の皆様や、御協力を賜りました市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成28年3月

新座市長 須田 健治

◆ 目 次 ◆

第1章 計画の概要 7

1 計画策定の趣旨	9
2 計画の基本理念	9
3 計画の基本課題	10
4 計画の位置付け	10
5 計画の期間	10
6 計画推進に当たっての市民、事業者、市の役割	11
7 計画の推進	11

第2章 男女共同参画を取り巻く環境 13

1 国際的な動き	15
2 国の動き	16
3 埼玉県の動き	18
4 新座市の取組	19

第3章 新座市における男女共同参画の現状 21

1 新座市の特性	23
(1) 人口	23
(2) 合計特殊出生率	24
(3) 就業状況	25
2 新座市の男女共同参画施策の現状	26
(1) 就労環境の整備	26
(2) 女性に対する暴力の根絶	26
(3) 審議会等における女性の登用状況	27
(4) 男女共同参画推進プラザの認知度	27

第4章 計画の内容 29

1 施策の体系	31
2 施策の展開	33
(1) 基本課題1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり	33
(2) 基本課題2 それぞれの性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶	40
(3) 基本課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ..	44
(4) 基本課題4 女性の職業生活における活躍の推進	50
(女性の職業生活における活躍についての推進計画)	
(5) 基本課題5 男女共同参画のための生活環境づくり	54
(6) 基本課題6 男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり	56

資料編 59

1	第3次にいざ男女共同参画プラン策定についての諮問・答申	61
2	新座市男女共同参画審議会委員名簿	62
3	第3次にいざ男女共同参画プラン策定の経過	63
4	新座市男女平等意識・実態調査	64
5	男女共同参画に関する年表	65
6	関係法令等	69
(1)	新座市男女共同参画推進条例	69
(2)	新座市男女共同参画行政推進会議設置要綱	72
(3)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	73
(4)	男女共同参画社会基本法	78
(5)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
(6)	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	88
(7)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	89
(8)	埼玉県男女共同参画推進条例	92
7	用語解説	94

◆ 本文中、※印の付いた用語は、資料編「7 用語解説」において詳細に説明しています。

新座市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
性別にとらわれず 性別により差別されず
対等なパートナーとして
自らの意思により
あらゆる分野に共に参画し
責任を担う社会の実現をめざして

ここに 新座市を
男女共同参画都市とすることを宣言します

- 1 家事と育児と介護を共に担う家庭をつくれます
- 1 平等で働きやすい職場をつくれます
- 1 生涯にわたり男女平等意識を育む地域社会をつくれます
- 1 互いを認め思いやり人権を尊重するまちをつくれます
- 1 豊かな環境と平和な社会を願い世界に友情の輪を広げます

平成13年11月1日制定